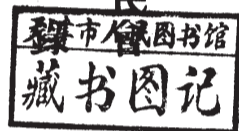
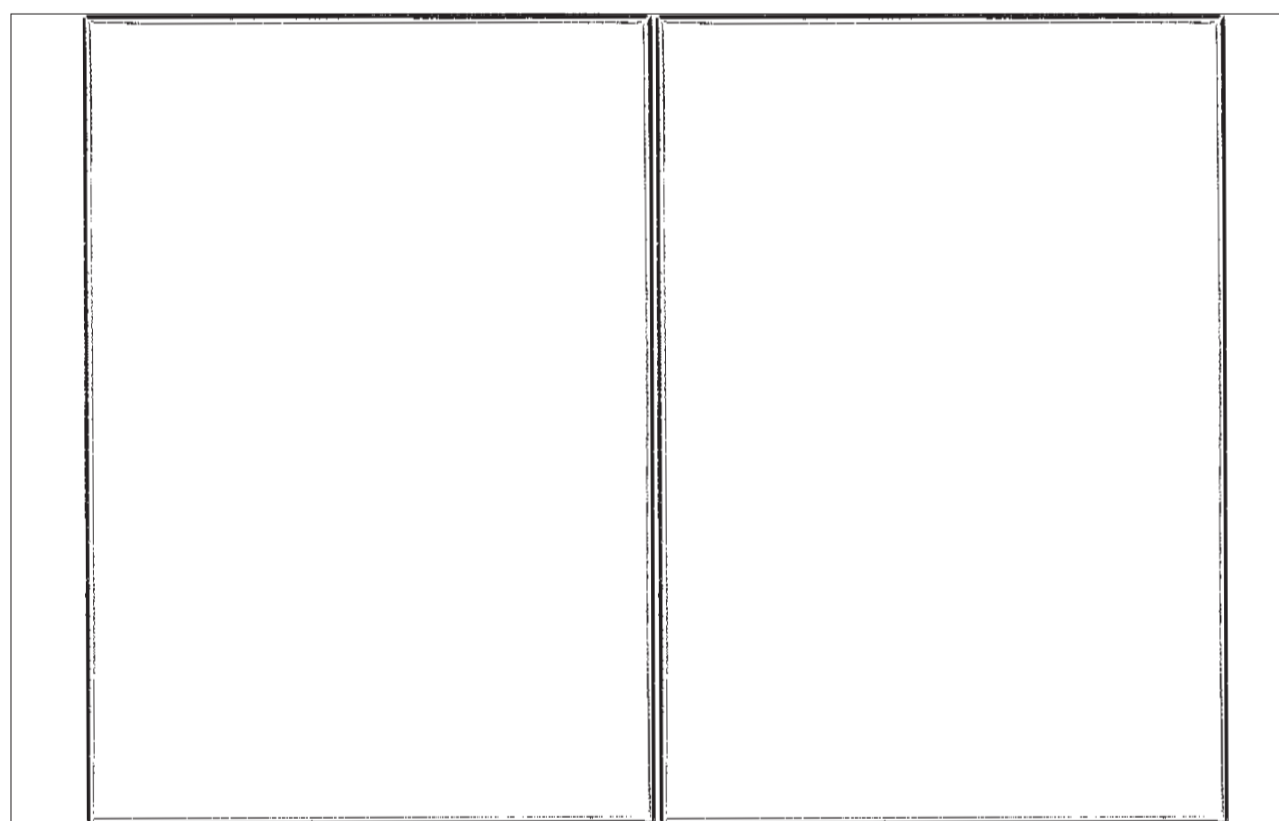
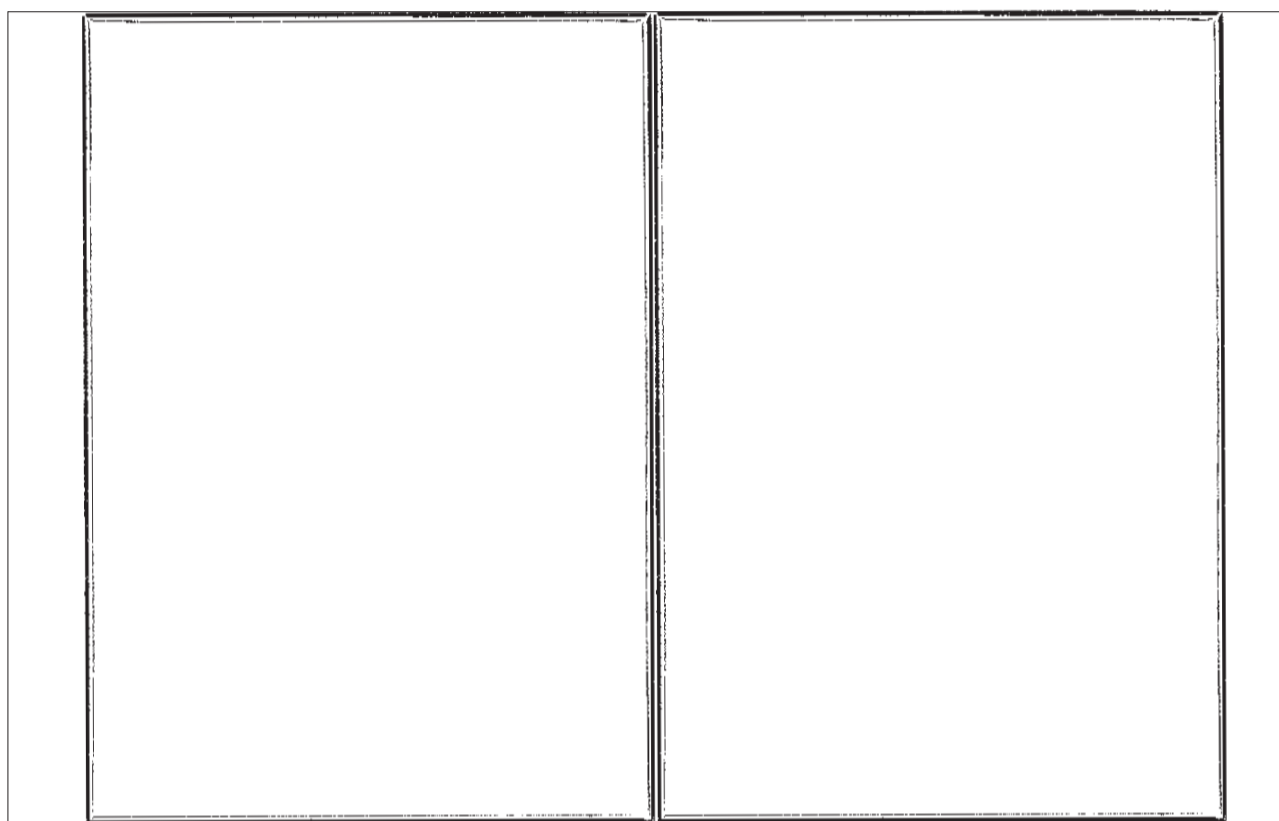


議事速記錄第六十一號

昭和十一年第二十九次居留民
通常會議事速記



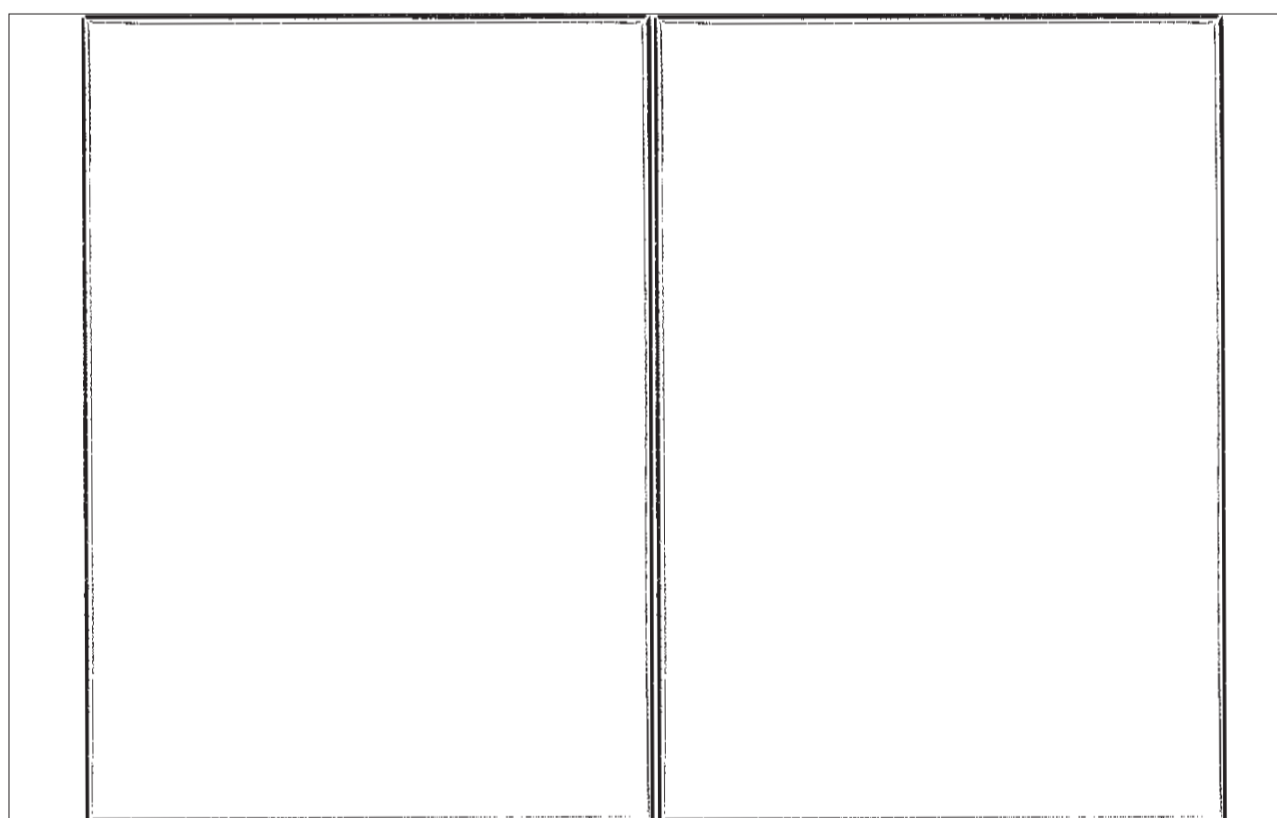
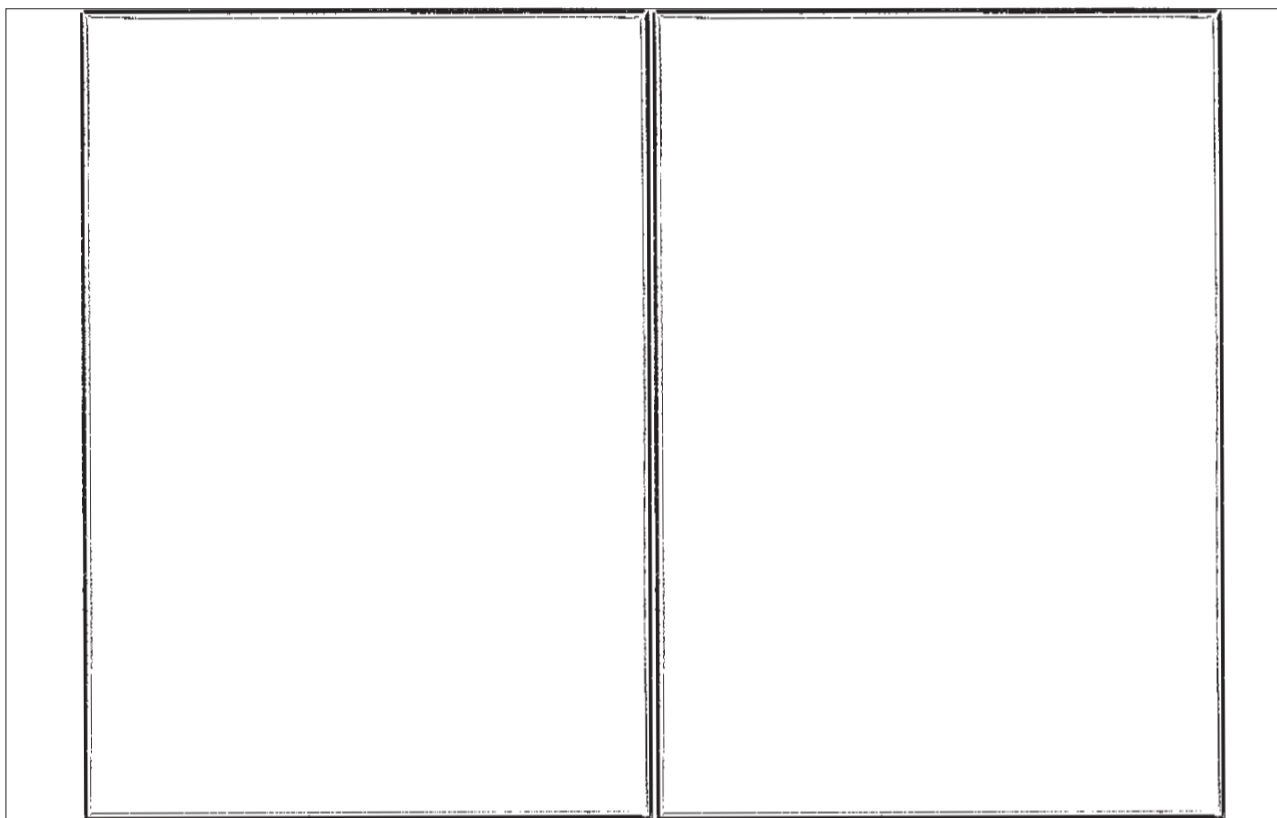
天津居留民團



(1)

議事録目次

一、民團會計検査報告	三頁
二、昭和十年度居留民團事務報告	四〇
三、昭和九年度居留民團歳入出決算承認ノ件	〇〇
四、昭和九年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件	〇〇
五、昭和九年度減債基金特別會計歳入出決算承認ノ件	〇〇
六、取得課金條例中改正ノ件	二〇
七、諸車鑑札料條例中改正ノ件	二二
八、減債基金特別會計條例廢止ノ件	二二
九、療病院敷地買取ノ件	二四
一〇、伏見街保淨係苦力收容所其他建物取毀ノ件	二四
一一、宮島街及伏見街道路一部擴張ノ件	二五
一二、消防隊建物移築及吏員宿舍新築ノ件	二八
一三、秋山街汚物收集所建物取毀ノ件	二七
一四、昭和十一年度居留民團歳入出總豫算案	二八
一五、昭和十一年度御下賜金記念事業費特別會計豫算案	二八
附録	四三
要録	五一



昭和十一年第二十九次居留民會通常會議事速記録

昭和十一年三月二十七日 於 公會堂

一、報告

二、民團會計検査報告

- 第一、昭和九年度居留民團歳入出決算承認ノ件
- 第二、昭和九年度御下賜記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件
- 第三、昭和九年度減価基金特別會計歳入出決算承認ノ件
- 第四、取得課金條例中改正ノ件
- 第五、諸車種札料條例中改正ノ件
- 第六、減価基金特別會計條例廢止ノ件
- 第七、療病院敷地買収ノ件
- 第八、伏見街保津橋若力收容所其他建物取毀ノ件
- 第九、宮島街及伏見街道路一部擴張ノ件
- 第十、消防隊建物移築及吏員宿舍新築ノ件

(1)

第十一、秋山街汚物收集所建物取毀ノ件
 第十二、昭和十一年度居留民團歳入出決算豫算案
 第十三、昭和十一年度御下賜記念事業費特別會計豫算案

出席議員 (二十一名)

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 森川 照太 | 清水 一太郎 | 三角 武雄 | 橋本 磯太 |
| 野崎 誠近 | 古田 治四郎 | 佐々木 清一 | 八木 忠良 |
| 張 世 萬 | 菊 地 新一 | 上 田 茂 | 遠山 猛雄 |
| 木下 秀良 | 鹿田 多三郎 | 大 内 專 | 鹽谷 信治 |
| 金山 作次郎 | 牧 尚 一 | 小林 成 夫 | 桑原 與惣八 |
| 眞藤 樂 生 | | | |

出席參事會員 (六名)

- | | | | |
|----------|-------|-------|-------|
| 會長 森川 照太 | 三角 武雄 | 野崎 誠近 | 木下 秀良 |
| 鹽谷 信治 | | | |

午後八時五分開會

議長(遠山猛雄君)

只今出席議員十七名でございます。法定の數に達して居りますから之より直ちに第二十九次通常民會を開會致します。恒例に依りまして監督官より召集の辭がある筈でございます。暫く

(2)

御清聴を願ひます。

本日をして民會通常會第二十九回の會議を開催される事になりました。議案は來年度の總豫算等があるやうであります。豫算案中には北支の時運の進展に伴ふ積極案と謂ふべきものも多少盛られてあるやうに存じられます。どうぞ公正なる立場から充分慎重に御審議あらむ事を切望致します。

尙申す迄もなく當方面に於ける情勢は今後愈々日本にとつて極めて有利に進展するであらうといふ事は、皆様と共に私も確信して疑はないものであります。皆様は此の議場に於ける公職務以外に不斷に絶えず此の情勢に鑑みて、今後擴大する可き民團の事業を如何に爲さなければならぬかといふ事を絶えず御研究をして、之に對して民團として適當な措置を採る可く努力されん事を併せてお願い申上げたいと存じます。之を以て御挨拶と致します。(拍手)

議長(遠山猛雄君)
 一、二御報告申上げます。議員の異動がありますので御報告申上げます。昨年十二月三日松本京作君が轉任になつたので辭任されました。夫丈でございます。日程に入ります前に本民團の議事録署名者をお願いしたいと思ひます。大内君と菊地君にお願いしたいと思ひます。どうぞ御承知願ひます。
 夫てはお手許に配布してあります印刷の第一、報告。

第一、民團會計検査報告

第二、昭和九年度居留民團事務報告
 會長からお話がありますが……第一の會計検査から、民團會計検査報告。

八木忠良君 登壇

昭和九年度の會計検査の結果を御報告申上げます。九年度を四期に分けて、第一、二期分は九月十九日、之は私共の前に検査員をして居られた最上さんと原田さんがやられました。三期分を十月十四日、四期分を十月二十日、夫から九年度の整理期間として十年の六月迄を十年の九月十九日に、夫々私共三名の者が帳簿及び證書、又現金及び所有物品に就て、一般會計及び特別會計とも検査致しました。別に違法違算と認められる點もございません。右報告致します。

議長(遠山猛雄君)
 別に御意見ございませんか、(異議なし)と呼ぶ者あり。御承認と致します。第二。

參事會長(森川照太君)

九年度の事務報告は兼てお手許に配布してございますから、皆様の御清聴を煩はした事と存じます。極めて平凡な事務ばかり取り立て、申上げる程もございませんが、一、二蛇足を加へますれば、上水道に就きましては此の十年度に於て行つた配水管の敷設の結果は、此の報告書にある通りですが、甚だ良好でして、放水試験の結果舊の四吋管に比して三倍の水量が増加したのであります。従而十一年度に於きましても引き續き敷設するつもりで、夫々を豫算に計上してございます。漏水調査も本租界に於ける第一回の調査を終りまして、其の結果月

(5)

貳百萬ガロンを防止する事が出来ましたが、尚月當り壹百七十萬ガロンの漏水がありますから、之の調査を繼續してやるつもりであります。

上水道に關聯して井戸の事がありますが、佛蘭西租界で老西開に噴水井を掘つたのでありますが、此の井戸は一時非常に能く噴水して居つたのですが、やはり粘土層が崩れて最近一寸水が止まつて居るやうであります。夫につきまして詳しい事を承知したいと思ひましたが、今民間の通譯が暇暇中ですが、夫水道係の主任が調べに行つたのですが、未だ其の工事は佛蘭西の工部局が請負者から引續いて居らないので、工部局の當局者は餘り發表を好まない様子で「其の内に完全なる報告を作つて遠からずお送りするから夫に依つて承知して呉れ」といふ事で要領を得られませんでした。其の内につかりした事が判らぬと思ひます。之は豫て問題になつて居りますから此の事情を只今報告致して置きます。尚あの井戸は確か二千尺以上掘つたやうですが、其の經費が今迄に十萬弗以上かゝつたといふ事を云つて居つた、といふ主任の話を聞いて居ります。

夫から此の前の選挙の異議の申立てがございましたが、其の後あの問題に就きまして在支大使から今年の二月に申立て棄却の決定がございました。従而當件は之で一段落を見た事と思ひます。尚此の問題に關聯して責任の事が審つて民會の議事の上つた事がありますが、當時の責任者の行政委員は御承知の通り代り、民間理事の小栗君は辭して退かれましたが、同君の辭任も多少之に對する責任を感じての事でありまして、今更責を歸する餘地も無いので自然終りを告げた事になつて居ります。

(6)

夫から團債の償還方法が變つたのですが、御承知の通り民間の團債は略々全部済みまして、只一つ外務省の借金が残つて居るだけですが、埠頭築造資金貸付金といふ奴です。其の償還條件に付て昨年十二月二十日開會の政府貸付金處理委員會で、償還方法の變更の決定された事が一月二十日附を以て當地の總領事館より傳達がありました。新條件は昭和十年度以降十五ヶ年間に於て毎年元利共壹萬九千六百八圓宛宛等に支拂ふ事になつて居ります。其だ有利のものとなつて居りますが、昭和十年度も餘日も少ない折柄で不可成りありますので、此の點に就ては條件の變更方を申請中でありまして、此の外に別に御説明申し上げ御報告申す事もございません。御質問も御異議もございませんので、御承認を願ひます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○菊地新一君 私は希望を申し上げたいのでございます。昨年當租界に非常な勢いで鼠疫を極めて居りました。法定傳染病の中にある腸チフス、パラチフス等は近年に無い罹病数に上つて居るやうに思ひます。腸チフスが五十八名、パラチフスが五名で合計六十三名といふ罹病者數であります。其の内不幸にも七名といふものは死の轉歸を取つたのであります。當時當民間の衛生課の門田技師其の他の方々は晝夜寢食を忘れ……

○議長(遠山猛雄君)

一寸お待ち下さい、事務報告に關係がありますか。

○菊地新一君 希望でありますから關係があるのであります。一寸述べさせて頂きます。忘れ

(7)

られたら此の防疫に努められ、さうして其の結果が先程申上げます通り七名といふ死亡者が出たのであります。之を内地の罹病者に比較をしますと約六倍の數に上つて居るといふ事であり、此の見地から致しまして、其の傳染経路は色々ございませうが之は専門家にお願ひ致します。之は普通常識から考へましても我々が除根考へなければならぬといふ事が、衛生上から見て考へなければならぬといふ事があると思ふのであります。夫は本年度のやうにチフスが非常に流行つたといふ場合には、此の菌は下水、池水、河水等に混入して居ると見て差支へないと思ひます。處が今年には非常に寒かつたのであります。自然其の結果と致しまして相當な天然水が貯藏されて居るやうに見受けられます。此の天然水が今年の夏頃になりまして租界に搬入されました。さうして此のチフス菌が接觸傳染である以上、必ず又本年度のやうな蔓延を來さないとも限らないと思ひます。さういふ次第でありますから今年の夏は——民間の參事會諸君、殊に警察の衛生關係の方に御願ひ致します。此の天然水を租界に搬入して使用する、搬入するといふ事を嚴重に取り締めて頂きたいと存じます。夫から此の傳染の経路が色々ございませうが、どうも最近此の井戸の掃除が汚ないのであります。夫から下水道の掃除も餘り綺麗でございませぬ、斯ういふ状態は傳染病のやうな病菌の傳播には傳播力の條件を具備して居ると思つて差支へないかも知れませぬ。之は保潔課の方にお願ひ致します。歩道の掃除ももう少しよく掃除して居るやうにお願ひ致します。

水道水、日常使つて居ります水道水の中から大腸菌を検出したといふ報告がありますが、御存じの通り大腸菌といふのは大小便の中に居る菌であります。従つて此の水道水が大小便に依つ

(8)

て汚染されたといふ事實を證明して居るのであります。之は化學的に證明出来ませんが理論的に出来るのであります。さういふ危険な水道水を我々は日常使用して居るわけでありまして、之は是非民間當局が水道會社に嚴重に消毒するやうに、我々が安心して飲む事が出来るやうに、警告なすつて頂きたいと思ひます。如何に上手な衛生技師が居りまして夫が防疫に努められたとしても、衛生防止の責任は民間にあるので、此の運用の全きを得ない時には其の衛生防疫の成績は得られないと思ひます。此の七名の參事會員の内には二名の専門家が居られるのでありますから、茲で私が一々申し上げる迄も無い事ではございませんが、特に御注意願ひたいと思ひます。圖らずも本月十四日の京津日々に多年希望して居ります良質の地下水が佛蘭西租界に噴出した、而かも多量に非常に良い地下水が噴出したといふ記事を見まして私は非常に喜んで居るのであります。あの當時其の量を一寸計算しましても、新聞に何でも一分間二十四ガロンから五十ガロン、七十五ガロン迄出たと書いてございました。でありますから私が考へますに、日本租界でもさういふ良質な水を、地下水を得られない事はないと思ひます。尙研究されまして、今のお話では出たが噴出が思ふやうでないといふお話を致されましたが、實は民間の條の者に申付けて調べさせるといふ事になつて居る、といふ事を非常に私は喜ぶ次第でございます。でありますから私の考へますに、之は多年申すのでございますが、水源池はどうしても、さうした良質の水が出るのでございますから、民間の財政の方法が立ちましたならば成る可く立て、水源池をどうしてもさうした地下水に依つて、水源池の團管を達せられん事を

希望する次第でございます。

○参事会長(森川照太君) 茲に門田技師の書いたものがありますが皆さんに配つて之を御覽を願ひます、天然水を此の夏に日本租界の中へ賣らないといふ問題に付きましては研究した上方針を決定したいと思ひます歩道の掃除が不行届きださうですがよく係の者に注意致させます。水道會社に警告を發するといふ事は、私は専門の方は判りませんが、一寸考へて見ますに、他の租界に餘りチプスが發生してない事實から、今年のチプスは日本租界限りの特殊な原因があるのじや無いかと思ひます夫からこの水の事は豫てからの菊地君及び田村君の御説を伺つて居りますから、注意して居りますが、豫てから申すやうに佛蘭西租界の成績を聞いた上て然る可き方法を講じやうと考へて居ります。

○菊地新一君 只今参事会長からの御話では、水道會社に警告するに就ては、何でございますか——今年のチプスが特別多かつたといふと、水の原因に據らないと聞きますが。

○参事会長(森川照太君) 水の原因によるかどうか判らないといふのです。○菊地新一君 私の考へます處はその何てす、チプスとか其の他の傳染病が多い少ないに拘らず我々が平常用ひます水道水の中から大腸菌を檢出するといふ事實が不可ない、その事實に對してはどうしても警告を發する必要があると思ひます。

(9)

(10)

承知しました、調べてみまして適當な處置を講じます。○上田 茂君 人事の事に就きましてお訊ね致します、前理事の小栗理事が昨年十月御辭任になりました以來、未だ當時の儘のやうになつて居りますが、如何に……。

○参事会長(森川照太君) 志れてみました、御承知の通り新聞に廣告しまして候補者を募りまして、段々嚴選の結果最後に數名の候補者を得たのでありますが、其の中にはよく事情の判らない方もあり、推選者から取り消された方もありまして、今凡そ一人の候補者が残つて居りますが、其の人に就て調べ申すが、近々の返事は得て居りますが極めて簡單で、二度目の問合せをして居りますが未だ返事が参りません、必ず其の人に決めるかどうか判りませんが、慎重にやりませんと履歴書だけでやつて又失敗する事があつてはいけませんから、種々慎重に調べて居る次第であります。

○議長(遠山猛雄君) 他に御質問ございませんか、(なし) 質問がございませんければ承認と認めます、次に議事日程に入ります。

日程第一、昭和九年度居留民團歳入出決算承認の件

日程第二、昭和九年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認の件

日程第三、昭和九年度減債基金特別會計歳入出決算承認の件

此の三案を一括して議題に附したいと思ひますが御異議ございませんか、(異議なし) 御異議ございませんければ此の三題一括して議題に附します。

○参事會長(三角武雄君) 登壇

只今議長からお話ございました議事日程第一、昭和九年度居留民團歳入出決算承認の件、第二、昭和九年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認の件、此の二件に就きまして私より簡潔に御説明申し上げます。第一の昭和九年度居留民團歳入出決算、之はお手許に差上げてあります決算書に出て居ります通り、歳入に於て經常部八拾壹萬貳千叁百拾柒拾五仙、臨時部貳拾貳萬四千四百〇四仙〇三仙、合計百〇參萬六千七百拾柒拾八仙、歳出に於て經常部五拾壹萬參千五百八拾貳拾六仙、臨時部貳拾八萬壹千六百拾五仙、合計七拾九萬四千五百八拾八仙參拾壹仙と相成つて居りますから、其の差引貳拾四萬貳千壹百貳拾九拾七拾七仙が十年度への繰越となつて居ります、此の繰越が御覽の通り非常に多いやうでございますが、其の繰越の内容は如何いふものかと思ひの事と存じますが、事業繰返へに據るものが大部分を占めて居り、殊に臨時部土木、埠頭、柳筒所、此の三事業が繰返へになりました結果、約八萬八千、九萬弗近くの金が十年度に繰返へになつて居ります、歳入に於きまして御承知の例の工巡費が約七萬六千餘弗増収になつて居ります、合計拾六萬弗といふものが繰返へ及び特別の收入の爲めに漸次に増加したといふ形になつて居ります、之を差引きますと八萬貳千餘弗、之も歳出、歳入に於て自然増収の結果でございますから御承知を願ひたいと存じて居ります、之が第一でございます、第二御下賜金記念事業特別會計歳入出決算承認の件、御下賜金を賜りまして記念事業費特別會計を設けて、——之は既に御承知の通り且つ又御覽の通りであります、第三

(11)

(12)

昭和九年度減債基金特別會計歳入出決算承認の件、之も御覽の通りでございます、尙御質問ございましたらば當事者から詳しく各項に亘つて申述べます、御承認を願ひたいと存じます(異議なし)

○議長(遠山猛雄君) 御異議ございませんか、(承認) 御異議がなさうでありますから、この三案を御承認下さいましたものと認めます。

日程第四、取得課金條例中改正の件

日程第五、諸車糞料條例中改正の件

日程第六、減債基金特別會計條例廢止の件

此の三案を一括して議題に附したいと思ひます。

○牧 尚一君 異議があります、一つ一つやつたらどうですか、性質が違つて居ります。

○議長(遠山猛雄君) 若し異議があるやうでしたら一つ一つやつても宜しうございませぬ、(異議なし) 三案を一括して議題に致します。

○参事會長(森川照太君) 之は理事代理から御説明致します。

○理事代理(村田 秀君) 會長に代りまして第四、第五、第六の日程の説明を申し上げます、第四の「取得課金條例中改正の

(13)

(14)

件」此の案は取得課金の賦課率を最低額は其の儘として、其の他の全部を下げやうといふものでありまして、之に就きましては豫算の關係もあり聯絡もございまして、先づ土地課金は従來時價の五割を地價の各課金に對する方針も併せて説明したいと思ひます。先づ土地課金は従來時價の五割を地價として此の千分の六を賦課して居るのであります、尙條例によれば此の地價は五年目毎に修正する事になつて居ります、此の十一年度は丁度修正年度に當つて居りますので、此の期に際しては、營業、取得等の収益税は軽くするといふ根本方針によりまして、高地價は將來五年間には大勢上騰するといふ見込に據りまして、昭和十一年度の土地課金の賦課標準になりまして、増増する時價の六割とする事を、課金調査委員の同意を得て決定して、之に依つて約九千兩の増収を豫算に計上したのであります、同時に一方に於て取得及び營業課金を軽くする爲めに、取得課金に於ては其の率を此の改正案にありまして通り引き下げて、營業課金に於ては最低額の外は何れも一級つづつ從來の標準を下げる事とし、取得、營業の兩課金で約五千兩の減収となる見込でございまして、夫て只今申上げました方針遂行の爲めに、土地課金及び營業課金は單に見積り標準の變更に止る故條例面の改正を必要と致しません、取得課金は率の改正でありますから條例改正の必要を認めて茲に議案として提出したのであります、次に第五の議案は、第五の諸車賃料條例中改正の件」は、第二項にございまして貨物自動車、輕便自動車、從來自動車並に八拾兩でありましたのを年額百兩に減らしたものでございまして、之は聯合租界の協定に依りまして一月から實行する事になり、既に實施して居るのであります、第一項の方は變つたので

はございせんけれども、自動車及び自動自転車の二月以後の税金の割合が實施は致して居りましたけれども條例に載つて無かつた、夫を序に載つたのであります、第六の「減債基金特別會計條例廢止の件」は、之は期限が満了致しまして自然消滅になる件でありますから、廢止したいと思ふのでございまして、

○議長（遠山猛雄君）
別に御意見もございまして、（異議なし）異議がないものと認めまして以上三案議會省略可決確定と致します、次

日程第七、療病院敷地買収ノ件
日程第八、伏見街保潔苦力收容所其他建物取毀ノ件
此の二つを一括して議題に附したいと思ひます、御異議ありませんか、（異議なし）此の二つを一括して議題に致します。

○參事會長（森川照太君）
療病院が段々租界の中心になりますので之を移轉しやうといふ案であります、第八は伏見街の保潔苦力收容所が人家稠密した所に在つて、非常に不潔であるし、取り毀ちて移轉したいといふ案であります。

○議長（遠山猛雄君）
之は御異議ございませぬが、

○牧 尙一君 あれは全部取毀すのですか。

(15)

(16)

○理事代理（村田 秀君）
左様でございます。

○牧 尙一君 苦力收容所の方は勿論ですが、事務所や何かの方もお毀しになるのですか。

○理事代理（村田 秀君）
其の方針でございます。

○牧 尙一君 彼處をお空けになつてから何にお使ひになりますか。

○參事會長（森川照太君）
民間吏員宿舎を建てやうといふのであります、尻に出て居ります。

○參事會員（鹽谷信治君）
第十、の處にありませんか。

○牧 尙一君 判りました。

○議長（遠山猛雄君）
日程第七及び第八、議會省略可決確定。
日程第九、宮島街及伏見街道路一部擴張ノ件
會長御説明願ひます。

○參事會長（森川照太君）
之は豫て民會で御希望のありました宮島街の、旭街から春日街迄に至る間の道路を擴張しやうといふ案でございますが、此の北側の方には空地が多うございまして夫を削つて、泉光新の邸の前の處の不揃ひになつて居ります一部分の處を削りますと、眞直ぐの道になり先の略々倍に近くなる、そこで此の道路は御承知の通り子の通學道路であり、横の幹線道路でもあり、何時も混雑して危険が多いといふので、多年擴張を唱へられて居りましたもので、夫を愈々實行する事にしたのであります、伏見街の方は學校教員の宿舎の北側の家屋が出張つて居りますので、外觀から云ひましても交通の點から云つても、取り除くのが適當と考へましたので此の案を出したのであります、どうぞ御承認を願ひます。

○牧 尙一君 此の儘質問致します、宮島街の道路は五間半ですかね、六間ですか。

○山本技師 五間です。

○牧 尙一君 片側だけしかやらないのですか。

○山本技師 此方側で擴張ののです。

○牧 尙一君 五間の奴を二間つ、……、七間にする事にされたのですか。

○山本技師 さうです、夫て今年には全部はやらないのです、三萬なんぼで一部しかやらないのです。

○牧 尙一君 兩側にしては不可ないのですか、片側にしなければ不可ないのですか。

○山本技師 兩側にしては經費が大變でせう、向ふは家を毀さなければなりません、此方は公園やら學校やらですから此方は僅か濟むでせう。

○菊地新一君 伏見街はどちらを。

○山本技師 北側に……。

(21)

○牧 尙一君 やはり、私は何方でもよろしいのですが、伏見街の方と同様、現存する建物を毀して新しく建てるといふ方が好いと思ひます。

○理事代理(村田 秀君) どういふ手續きに……。

○牧 尙一君 之は舊消防隊取り毀ち、新消防隊新築といふ事にした方がいゝてせう。

○理事代理(村田 秀君) さうすれば勿論よろしいのですが、移築といふ事でよろしかないてせうか。

○牧 尙一君 伏見街の方の取り毀しを出して、新しく建てる方は移築とするのは一寸變じやありませんか。

○理事代理(村田 秀君) 伏見街の取り毀しの……。

○牧 尙一君 前にあります苦力收容所取り毀して。

○理事代理(村田 秀君) 他に建てるのですから。

○牧 尙一君 取り毀しは一緒に取り毀しにして建てる方は一緒に建てる、といふ方が手續き上間違ひが無いと思ひます、結果は同じですが、つまり不動産の得喪といふ事を明かにするのが好くないかと思ひます、今の處では無いのですからね。

○理事代理(村田 秀君) 如何てせうか、先の場合には得喪にならないのぢやないてせうか。

(22)

○牧 尙一君 どうしても此の形の儘でおやりになるなら致方ありませんが、土地台帳、家屋台帳の上などに於ても全然違つたものになりますから、さういふ形にしないでやはり、毀すものは毀す建てるものは建てる、といふ形がいいと思ひます、要するに財務の取り扱ひ上から云つても其の方が好かつたらうと思ひます、私は強いて云ひません。

○参事會長(森川照太君) 此の、茲に取り毀つのが二つ外にありますが、之は何方も代り建てるから取り毀ちますが之は毀して建てるのだから、而かも同じ處で同じものを毀して建てるんだから、前に毀すといふ手續きをして其の後新しく建てる、といふ二つにしないで、だらうと考へたのであります、殊に之は番地が同じです、場所は違ひますけれども同番地なので、夫に取り毀ちばかしてなく、消防隊の建物といふ事は同じであり、位置は少し違ふが同じ番地であり、片方は取り毀ち一方は新築と區別して取り扱ひない、だらうと思つたのですが、「改築」ならいゝてせう。

○牧 尙一君 移築も改築も同じやうなものです。

○参事會長(森川照太君) 改築の場合には前は毀すのが當然ですから、斯ういふ手續きで一向構はないかと思ひます。

○桑原興惣八君 此の十三番地といふものは警官の部屋……。

○参事會長(森川照太君)

(23)

毀すのですか、七戸です。

○牧 尙一君 私の云ふのは字句の問題じゃありません、先刻から會長は内容の説明をして居りますが、私の尋ねたいのは案の提出の形に無理がないかといふ事です。

○参事會長(森川照太君) 移築して差支へありません、修築して建てるのですから夫でいゝです。「異議なし」「賛成々々」と呼ぶ者あり。

○牧 尙一君 只私は手續上の事は……。

○議長(遠山猛雄君) 内容は會長から説明してあるのですから……。

○牧 尙一君 手續き上——強いては云はんと云つてゐるのです——貴方は夫でいゝと仰有るが、私は少し不可んと思ひます。

○議長(遠山猛雄君) 二讀會に入つてから修正案を出して頂きたい。二讀會に移してよろしいと思ひますか——二讀會に修正案を出して下さい。

○牧 尙一君 會長は同じものだから之でいい、と仰有りますが全部同じものぢやない、形の違つたもので坪數も違つてゐる、そつくり同じものぢやない、只消防隊建物といふ名が同じです。

(24)

○参事會長(森川照太君) だから夫でいゝのです、消防隊建物に違ひさへなければ何も同じ寸法のものを持える必要も無いから之でいいと思ひます。

○牧 尙一君 只今の御説の如く消防隊建物に違ひないが、實に於て量に於て違ふといふ事は明かにした方が、不動産の取扱ひとして、さういふ屬になつた方が良かないかと思ひます、先刻皆さんの御賛成がありますから強いて突つ張つません、皆さんが御賛成ならば強いて固執致しません。

○議長(遠山猛雄君) 修正案は取消してですか。

○牧 尙一君 取消しじやないが、修正案は直ぐ即座に出来ませんから。

○議長(遠山猛雄君) 修正意見があつたのでせうから一つ……。

○牧 尙一君 休むかどうかしないと直ぐ茲に作れと云つても一寸出来ません。

○菊地新一君 係の方にお願ひ致しますが、今迄斯ういふ例はございませんか、前例はありますか。

○理事代理(村田 秀君) 前例で「移築」と云つたものもないのです、夫から牧さんの御説は一應御尤もだと思ひます、毀して建てるといふ場合に、毀すといふ事も民會の承認を経なければならぬし、新に建てる

のも民會の承認が要する事は皆さんも御承知になつて居る事と思ひます、夫を二つ改めて議案にして居るに、御承知に至極御尤もに存じますが、別々の議案の形になつて居るに、御承知下さつても同じ事じやないかと思ひます、夫は別に議案にすれば完全なものかも知れませんが、尤も別に取毀しにして居るものもあり、直に、別に移築せず、建てる目的も無いといふ場合に取毀しの方を出して居ります。

○参事會長(森川照太郎)

どうも牧さん考へて見ましても、毀しつばなしの物だつたら同時に不動産が失くなつて終ふので、不動産の取毀しの形を採らなくちやなりません、毀しつばなしにして無の場合、其の一部の不動産は其の部分だけ取毀されて新しい不動産が追加される場合、古い取毀つた部分の不動産に對して「取毀ち」と云つて問題にした事もないです、又しなくとも好いと思ひます「移築」とか「改築」といふ事はあると思ひます、古い物を毀して新しく建てる、といふ事は疾から諒解されて居る事だらうと思ひます、らういふ場合に全部打毀さないで一部を繼足すといふと一假に假定すると一其の一部だけ、取毀ち手続きといふものに重きを置くといふと、改築するとか、増築する場合にも古い部分を減却して其の上でなければならぬといふ事になると思ひます、其の手續きを踏まないと好いと思ひます、斯ういふ種類のものは強いて二つの件にしないでも多分一つも好いと思ひますから……。

○橋本磯太郎 私は此の二讀會に於て修正案として一言申上げますが、第一項の「消防隊建築物

(26)

宮島街十三番地ニ移築シ」とありますのを、「宮島街十一番地所在ノ消防隊建築物ヲ宮島街十三番地ニ移築シ」と致しますれば、一併皆さんに判り易いかと思ひますが。

(森川會長「今の處は」吏員「十一番地」)

○牧 尙一君 好い文句だ、先刻から同番地々々と云つて、どうも會長の意見は當にならぬ、橋本議員の修正意見は好い文句です、十一番地といふ事を入ると判明しますね。

○議長(遠山猛雄君)

取毀ちの方は……、字句の訂正で好いですか。

○参事會長(森川照太郎)

夫ならば原案を固執したいのであります、といふ事は手続上必要ありません、「十一番地所在ノ消防隊建築物ヲ十三番地ニ」と云々と強いて茲に番地を入れる必要はないと思ひます。

○桑原與惣八君 移築といふと大仕掛けのものであります、取毀つといふ事を云はなくとも取毀つ事に決まつて居ります、自然原案に賛成です。

○参事會長(森川照太郎)

色々御議論もありませんが、大略議論も盡きたやうでございますが、原案に御賛成を願ひます(贊成) 決を探つて頂きたい。

○議長(遠山猛雄君)

今橋本君の修正動議が出て居りますが、もう一邊聞かして頂きたい、もう一邊仰つて下さい、日程第九の修正の文句を仰つて下さい。

(27)

○橋本磯太郎 「消防隊建築物ヲ宮島街十三番地」とあるのを、「宮島街十一番地所在ノ消防隊建築物ヲ宮島街十三番地」と變更したい事を希望致します。

○議長(遠山猛雄君)

○橋本磯太郎 第一項の「消防隊」の上に加えるのです。

○議長(遠山猛雄君)

只今橋本君から修正の動議が出て居ります、民會議案第十の第一項を、其の冒頭に「宮島街十一番地所在」と之の文句を加える、もう一邊申上げます、第一項の冒頭に「宮島街十一番地所在」と斯う加えます、夫で好いのですか、此の修正の動議に御賛成の方は御起立願ひます(起立者二名)其處で動議は成立致しました、此の修正案に賛成の方は御起立を願ひます(起立者二名)少數と認めますから否決、他に案がございせんから原案議會略可決確定と致します。

○参事會長(森川照太郎)

これは秋山街十六番地に今日迄あります汚物取集所ですが、其の敷地坪九坪を天津朝鮮人會に貸す事になりまして、幼稚園が彼處に出来るのですが運動場の中に丁度之だけのものがあるのですが、種々な條件で何も豫定して居りませんから要らないのですから、取毀ちた跡の九坪を朝鮮人會に無償貸與するといふ方針でございます。

○議長(遠山猛雄君)

○参事會長(森川照太郎)

日程第十一、秋山街汚物取集所建築物取毀ノ件

○議長(遠山猛雄君)

日程第十一に御異議ございませんか、(ナシ)議會省略可決確定、十分間休憩を致します。もう後少してございせんから成るだけお歸りにならないやうに願ひ致します。

○議長(遠山猛雄君)

○午後九時四十分再開

○議長(遠山猛雄君)

○参事會長(森川照太郎)

豫算の説明を申上げます、御覽の通り別に變化のあるものもございせんから、大して説明を要する程もございせんが、主なるものを一寸申上げます。十一年度の豫算の總額は前年度に較べまして約十六萬弗減つて居ります、其の主なるものは歳入一つは繰越金が減つて居ります、之は繰越金の内八萬弗以上のものを臨時民會で承認を得て使つて了つた爲め、繰越金が自然減つた譯であります、夫から前の十年の豫算には民間の團債を返す爲めに五萬弗借入金をする、といふ事になつて居りまして之が計上してありましたが、本年は團債償還借入金と

○議長(遠山猛雄君)

日程第十二、昭和十一年度居留民團歳入出總豫算案

日程第十三、昭和十一年度御下賜金記念事業費特別會計豫算案

此の二つを一括して議題に致します、御異議ございませんか、(異議なし)御異議ございませんければ日程第十二、日程第十三、一括して議題に上せま。

○参事會長(森川照太郎)

豫算の説明を申上げます、御覽の通り別に變化のあるものもございせんから、大して説明を要する程もございせんが、主なるものを一寸申上げます。十一年度の豫算の總額は前年度に較べまして約十六萬弗減つて居ります、其の主なるものは歳入一つは繰越金が減つて居ります、之は繰越金の内八萬弗以上のものを臨時民會で承認を得て使つて了つた爲め、繰越金が自然減つた譯であります、夫から前の十年の豫算には民間の團債を返す爲めに五萬弗借入金をする、といふ事になつて居りまして之が計上してありましたが、本年は團債償還借入金と

(28)

(29)

いふものを設けませんでしたので五萬弗違ひます、兩方で約十三萬弗違ひます、歳出の方は十年で正金の開借が終了したので夫が本年はございませぬから夫で斯ういふ事になつて居ります、夫から細目に就て多少申上げますと、歳入經常部では民團課金中、取得課金條例改正議案の際に大体説明した如く、土地課金の増額と、取得、營業の兩課金の減額で三千七百弗の増額となつて居ります、其の他の増額は昨年度の實績に就て定められたのであります、六款の水道の増額は、使用量の増加と軍其の他の人口の増加を見込んだ爲めであり、一方事實上於ても年々増加して居りますので水代を増加して計上した次第であります、又、九款手数料に於きまして大體一萬弗減少して居りますのは、支那街の大馬路に大車の通行を禁じた爲め、大車の数が減じた爲めに此の数が減つたのであります、歳出經常部で警備費の各項目の中主として巡捕費の増加は俸給の増加であります、歳出臨時部で下賜金記念事業積立繰入金、之は五年間に一萬弗積立てるのであります、一年二千弗以上といふのでありますから、今年も二千弗を計上した譯であります、道路の築造は昨年度に於きまして住吉街が大體完了した譯でありますので、追々残つて居る小さい街を築造する事にして進めて居る譯であります、尙此の内常整街といふのは吾妻街と中原公司の裏との貫通工事で、之は十年前の民會で決定された問題でありましたが、家屋、土地を買はなければならぬ事になるかも知れず、其の他色々な理由で今日迄延びて居りましたが、今回建物の社は自分で家屋を取壊し、夫から土地も無償で寄附する、といふ事の申出がございまして、之に依りて民團は無償で道路敷地を得た譯で、取壊しの費用も建物會社に於て負擔してくれる事になりましたので、一文も使はなして此の目的を達するに至りましたのは、偏に建物會社の好意に依るものでありまして深く感謝の意を表して居る次第でございます、土木工事の中の官島街の道路擴張、暗渠及び橋子運河の堤防修築といふ事は既に承認を得た事であり、夫から水道配水管の敷設等は十一年度に於て旭街全部と淡路街を福島街、宮島街、曙街を福島街と秋山街間の三ヶ所を行ふ事に致しました、夫から其の他道路の擴張、療病院土地買収、消防隊建築、等は、之は議案として御賛成を得たものであります、大して御説明申上げる事もございませぬ、斯ういふ豫算案でありますから、どうか全部全會一致を以て御賛同を頂く事をお願い致します。

(30)

○議長(遠山猛雄君) 進行の便宜上款一に逐條に行きたいと思ひます、豫算の五頁を出して頂きます、豫算案の五頁、歳出經常部。
○牧 尙一君 議長。
○議長(遠山猛雄君) 第一款事務所費、此の款の第一讀會に入ります。
○牧 尙一君 只今の案ですが、逐條におやりになるんですか、逐條に入られます迄に總體的に會長の御意見を承りたいと思ひます、夫は給與であります、民團吏員の給與に關する事であり、一寸見ますといふと給與は民團は巡捕迄入れまして、二十六萬九千四百元程になつて居ります、之は昨年度の、つまり昭和十年度の給與總額は、無論年功手當は増えませんが、二十四萬五千四百元といふ事になつて居りますが、夫から本年度豫算を見ますと二萬三千

(31)

元ばかりの増額になつて居ります、昨年度豫算に對して一割の増加になりました、各項目に亘りまして細かく検討すれば、する必要もありませんが、無論一科目々々に就て性質は異なつて居りますから、一概に申上げ兼ねますが、大體參事會の方針としてはどういふ様な考へてありませうか、毎年増してあつたのか、特に本年は他に何か事情がありましたか、増額になるんせうか、其の邊をお伺いしたいと思ひます、其の邊で逐條審議に移りたいと思ひます。
○參事會長(森川照太君) 俸給ですか。
○牧 尙一君 さうです、俸給其の他の給與。
○參事會長(森川照太君) 之には技師、技手、書記、雇員、備人、巡捕迄入つて居ります、自然時期の増加に伴ふ自然の増加は仕方ないとして、勿論方針と致しましては出来るだけ削減は加へられるわけは加へたい斯ういふ方針であります。
○牧 尙一君 さうしますといふと、結局は「自然増加」といふお考へてありますか。
○參事會長(森川照太君) さうだと思ひます。
○牧 尙一君 引續き一項々に就て申上げたいのでありますが、お許し願ひます。
○理事代理(村田 秀君) 大體自然に増加になるんですが、土木に於ける技手を新しく採用する、さういふ新しい

(32)

増員が二、三有る他は自然増加になつて居ります。
○牧 尙一君 此の儘で應答を許して頂きます、事務所の二千八百元、備人の三百元、之は自然増加ですか。
○議長(遠山猛雄君) どうですか、牧さん、何れ出て来るのですから款で行つては、好いでせう。
○牧 尙一君 私の聞かんとする處は全體に……。
○議長(遠山猛雄君) 貴方は御準備なすつて居るからよろしいでせうか、此方は纏まつて居ないので、吏員は吏員で數字を書き出さなければなりません。
○牧 尙一君 議長の中される通りでよろしいでせうか。
○議長(遠山猛雄君) では逐條に伺ひますから。
○牧 尙一君 ハイ。
○議長(遠山猛雄君) 逐條に入ります、第一款。
○牧 尙一君 事務所の二千八百元、備人給の三百元は自然増加でありますか。
○平野書記 之は吏員の方は別に變化はありませんが、一人囑託が無くなつて、囑託を書記に直したのがありましたので、千五百元ばかり増えたものがあります、雇員の方には自然増加が二

(33)

千七百円ばかりあります。

○牧 尙一君 判りました、第一款質問ありません。

○議長(遠山猛雄君)

第一款、御質問ございませんか。

第二款會議費(異議なし) 御質問ございませんか。

第三款義勇隊費(異議なし)

第四款警備費。

○牧 尙一君 警備費の俸給手當の一萬一千八百八十六元は、巡捕が十名ばかり殖えたやうに思ひますが、さうですか、夫と去年十八弗の俸給を二十弗平均にしたからですか。

○平野書記 さうです、低率を二十弗に上げましたのと巡捕が六名殖えて居ります。

○牧 尙一君 夫だけで外にありませんか。

○平野書記 外にありません。

○議長(遠山猛雄君)

第五款土木費。

○牧 尙一君 土木費はさつきお話の技手が一名増加したのですな。

○平野書記 さうです、技手が一名。

○議長(遠山猛雄君)

外にございませんか。(なし)

(34)

第六款水道費(異議なし)

第七款給水工事費(異議なし)

第八款埠頭費(異議なし)

第九款衛生費。

○牧 尙一君 衛生費の俸給手當、備人給は之も自然増加ですか。

○平野書記 自然増加であります。

○議長(遠山猛雄君)

第十款保淨費。

○牧 尙一君 此の備人給は、俸給手當と備人給は之は如何ですか。

○大橋書記 俸給手當の方は職員が一名殖えて居ります。

○牧 尙一君 増加ですか。

○大橋書記 備人給の方は苦力が十三名殖えました、夫は増加です、夫から宿舎料が増えまして、夫は違ふのです。

○牧 尙一君 今の、苦力が十三名で千七百十六元も増えるのですか。

○大橋書記 一寸一ヶ年に百十三弗、一ヶ月九弗の苦力でございますから一ヶ年に百十三弗。

○参事會長(森川照太君)

其の代りに減つたものがあるね。

○大橋書記 器具費の方で減つて居ります。

(35)

○参事會長(森川照太君)

自動車二台減つたんです。

○議長(遠山猛雄君)

第十一款救助費(異議なし)

第十二款課金徴収費(異議なし)

第十三款雑支出。

第十四款豫備費。

○牧 尙一君 之は後廻しになすつたら如何てせうか。

○議長(遠山猛雄君)

次、歳出臨時部

第一款御下賜記念事業積立繰入金(異議なし)

第二款土木費(異議なし)

第三款水道費

第四款團債(異議なし)

第五款補助及寄附(異議なし)

第六款衛生費(異議なし)

第七款保淨費(異議なし)

第八款警備費(異議なし)

(36)

第九款町簡所移轉並下水暗渠改築費(異議なし)

第十款天津共立學校増築補助金(異議なし)

第十一款道路擴張費(異議なし)

第十二款療病院敷地買収費(異議なし)

者十三款消防除建移築並吏員宿舎建築費(異議なし)

さうすれば歳入です、一頁、昭和十一年度歳入經常部。

第一款居留民團課金(異議なし)

第二款特別課金(異議なし)

第三款不動産取得税(異議なし)

第四款工巡費(異議なし)

第五款埠頭収入(異議なし)

第六款衛生費(異議なし)

第七款衛生費(異議なし)

第八款衛生費(異議なし)

第九款衛生費(異議なし)

第十款衛生費(異議なし)

第十一款給水工事費徴収金(異議なし)

第十二款雑収入(異議なし)

(37)

次、臨時部の歳入に移ります、歳入の方で。
 第一款前年度繰越金（異議なし）
 第二款交付金（異議なし）
 第三款第七團債償還借入金。
 ○牧 尙一君 之はもう無いですな、もう頁が無い—豫備費。
 ○議長（遠山猛雄君）
 別に異議はないと思ひますから……。
 ○牧 尙一君 議長、豫備費。
 ○議長（遠山猛雄君）
 豫備費、十二頁の終り第十四款豫備費（異議なし）
 御異議が無さうでございますが、之は此の豫算審査委員といふものを選定して、一應審査に附して三讀會に入るやうになつて居りますが、（森川會長「昨年ばさうじやない」）此の儘御異議がなければ讀會を省略して直ちに三讀會に入つてよろしいと思ひます、（異議なし）、御異議ございませんか（異議なし）御異議がございませんければ、（記念事業費と呼ぶ者あり）もう一つあります、一番終りの昭和十一年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算案（異議なし）（牧議員「歳入出とも異議なし」）夫ては日程の第十二昭和十一年度總豫算案、第十三御下賜金特別會計決算案、以上議案第三讀會に入ります、御異議ありませんか（異議なし）御異議がございませんければ以上原案を可決確定と致します。

(38)

會期は御通知の通り二日間になつて居りますが、提出された議案は以上全部終了したのでございます、今日で終了と致しましてもお差支へございませんか（「異議なし」絕對に無い）御異議がございませんければ今日を以て第二十九次通常民會を終了致したいと思ひます、次に書記より會議の成績を報告致します。
 ○村田書記 第二十九次居留民會通常會議の成績を申し上げます、會議は一回、決議事項は、（朗讀）
 第一、昭和九年居留民團歳入出決算承認ノ件 承認
 第二、昭和九年御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件 承認
 第三、昭和九年御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件 承認
 第四、取得課金條例中改正ノ件 可決
 第五、諸車鑑札料條例中改正ノ件 可決
 第六、減債基金特別會計條例廢止ノ件 可決
 第七、療病院敷地買収ノ件 可決
 第八、伏見街保潔係苦力收容所其他建物取毀ノ件 可決
 第九、宮島街及伏見街道路一部擴張ノ件 可決
 第十、消防隊建物移築及吏員宿舍新築ノ件 可決
 第十一、秋山街汚物收集所建物取毀ノ件 可決
 第十二、昭和十一年度居留民團歳入出總決算案 可決
 第十三、昭和十一年度御下賜金記念事業費特別會計決算案 可決

(39)

以上で議案十三件
 内、承認 三件
 原案可決 十件
 ○議長（遠山猛雄君）
 恒例に依りまして監督官より閉會の辭があるだらうと思ひます、一寸……。
 ○岸 領事（拍手）
 本日は第二十九次通常民會に當りまして、多數の重要な議案が出て居りましたにも拘らず、皆様之を非常に熱心に而かも迅速に御審議になりまして、茲に最早議案全部の審議をせられたといふ事に就きまして、公私共非常に御多用な中を應々御出で下さいました事に對して、厚く御禮を申し上げます、又、此の熱心且つ迅速なる御審議振りに對して深甚なる敬意を表したいと存する次第であります、會期は二日間といふ事でありましたが、最早之で全部終了して閉會する、といふ事に滿場一致決められ、會期も一日短縮された事は誠に御同慶に堪へない次第であります、どうぞ今後とも協同一致の精神を以て租界各般の行政の爲めに御盡力願ひたいと思ひます、之を以て閉會の辭に代へます。（拍手）
 ○議長（遠山猛雄君）
 閉會に先立ちまして私から一言御挨拶申し上げます、岸領事に於かせられましたは川越總領事の意志を能く汲まれました、監督官として日頃參事會に御出席され、そして適當な監督御指導を與へられて居られる事は、私共は隆々拜禮して居るのでございます、非常に此の民團及び共

(40)

益會の事に御熱心にあられる事は、我々としては誠に頼もしい監督官を得て居る事は、一同幸福な事と存じます、尙御多用にも拘らず昨日から引き続き御臨席を願ひまして實に有り難うございました、民會議員の各位に於かしましては能く又此の豫算を參事會の練り上げた御苦慮を察して、大體に於て參事會の原案に信頼をされた、斯ういふ傾向を昨年以來見て居りますと、私は民團行政の進化の上には甚だ慶賀すべき事と信じて居ります、手落ちだらけの私の議長に何の不承も仰有らず、無事此の會議を終了させて頂いた、といふ事に對しては厚く御禮を申し上げます、參事會長及び參事會各位は之亦御多忙中、殊に森川會長は御老體——といふと叱られますかも知れませんが、いたく最近御老體に見えますが、健康も勝れないといふ時に於て能く御勉強下さいまして、居留民の得心のゆく様な豫算を茲に提出して下さいましたといふ事に於ては、之亦居留民一同を代表して厚く御禮申し上げます、大體は無論參事會にあるものでございませうけれども、豫算案の根本を爲すものは吏員の御勉強が抑も大事なことと思ひます、日頃縁の下の方持ちとして、孜孜として民團事務に終始して居られる各位に對して、之亦厚く居留民を代表して御禮を申し上げます、（拍手）
 ○牧 尙一君 甚だ感越でございますが、出席議員一同を代表致しまして御禮を申し上げます、先づ監督官に向つて御挨拶申し上げます、御多用中にも拘らず昨夜の協議會及び本日の本會議に御出席下さいまして、我々を監督御指導下さいまして、お蔭で早く議了致しましたのは監督官の御指導の良きに依るものと深く感謝致します、遠山議長に申し上げます、之亦昨日

(41)

の協議會、本日の本會議の議場の整理、議事の進行に付て、御練達の妙手腕を以て我々を御指導下さいまして、殊に斯く豫算案を三時間足らずで議了し得ましたのは遠山議長のお蔭によるものと、我々は茲に感謝の意を表します。参事會員各位に申し上げます、過去三ヶ月に亘りまして豫算案編成に甚大の御努力をお拂ひ下さいました、誠に何等問題として擱へ處のない御立派な且つ御計劃の宜しき、而かも夫が順序よく豫算の編成を終へられまして、茲に御提出になりました議案を我々は一讀して非常に善びました、且つ未だ嘗つて無いやうに僅か數時間に於て議了したといふ事は、我々が何も一向に苦情を申し上げるやうな事がなかつた結果と思ひます。茲に謹んで参事會員各位の御努力に對して感謝の意を表する次第であります。吏員各位も参事會員各位を輔けられて三ヶ月に亘つて努力の結果、本民會に於て可決せられましたので、吏員各位は定めて御満足のことと存じます、此の御努力に對して私共は厚く御禮申し上げます。甚だ簡單でございますが之を以て挨拶と致します。

○参事會長(森川照太君)

監督官及び議長の御苦勞に對して御禮を申し上げます。議長及び議員代表より参事會員及び吏員に對して、過分のお褒めのお詞を頂きまして甚だ恐縮に存じます、吏員諸君も定めし満足された事と存じます、我々の提出致しましたる議案は甚だ平凡無味なものでありまして、努力の足らざる事を愧ぢて居るに拘らず、前例無き迅速さを以て、更に修正、否決等の事もなく全部可決して頂いた事は衷心より皆様に御禮を申し上げます、偏に諸君の和衷協同の御精神の表はれと深く敬意を表するものでございます。

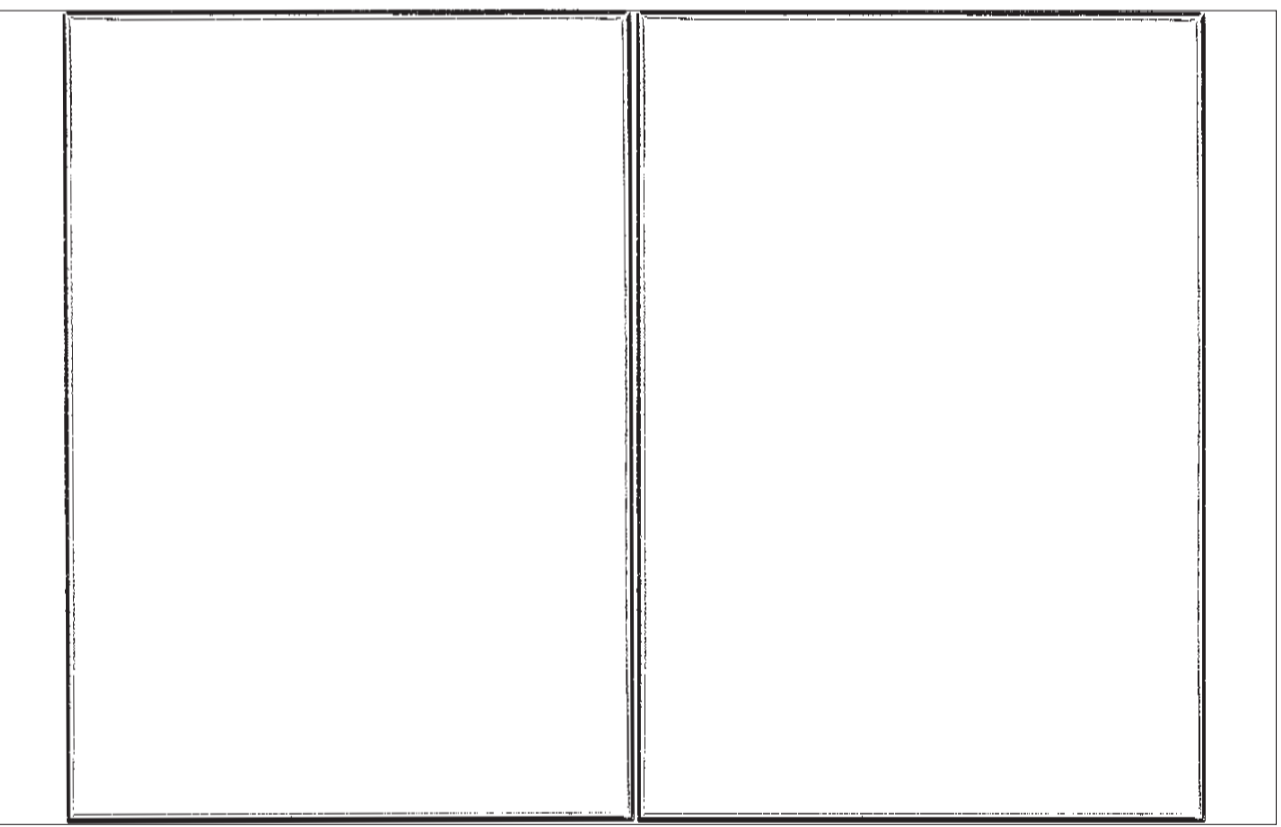
(42)

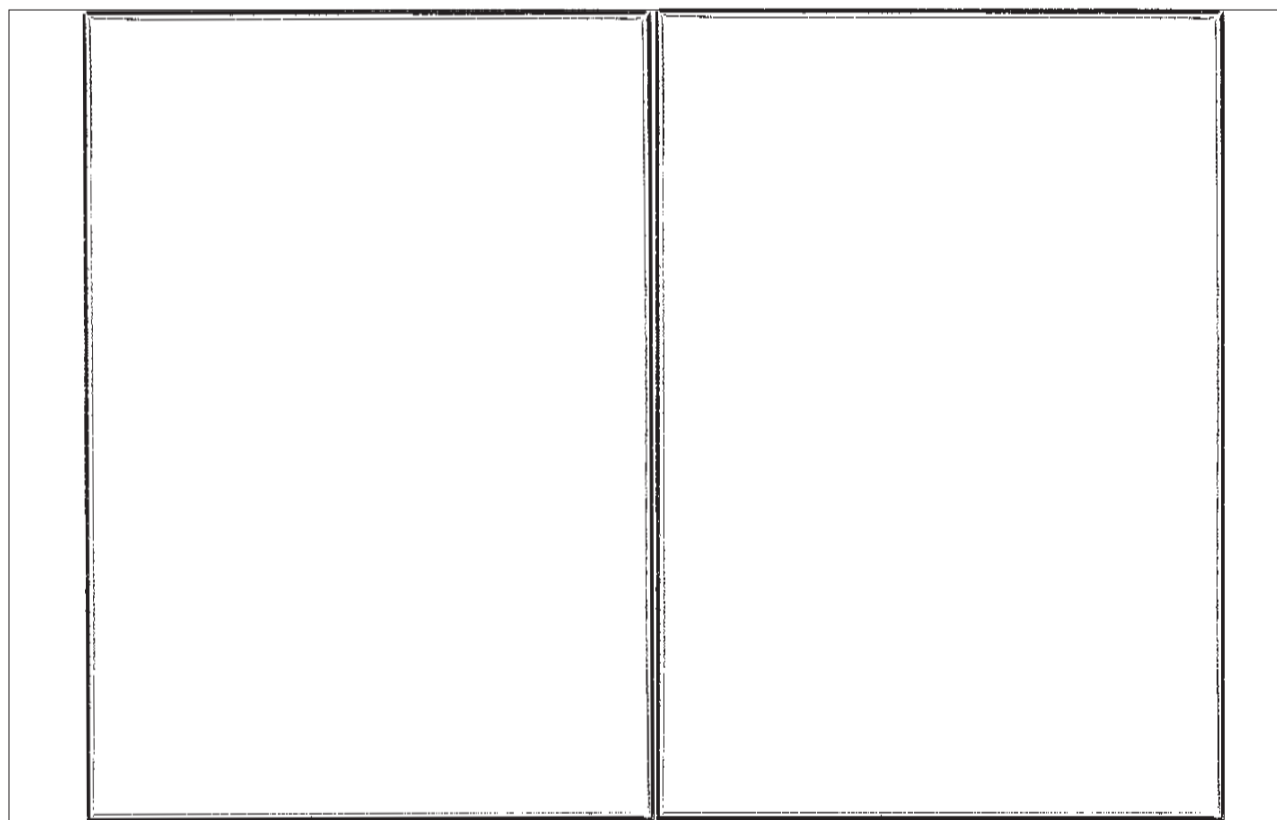
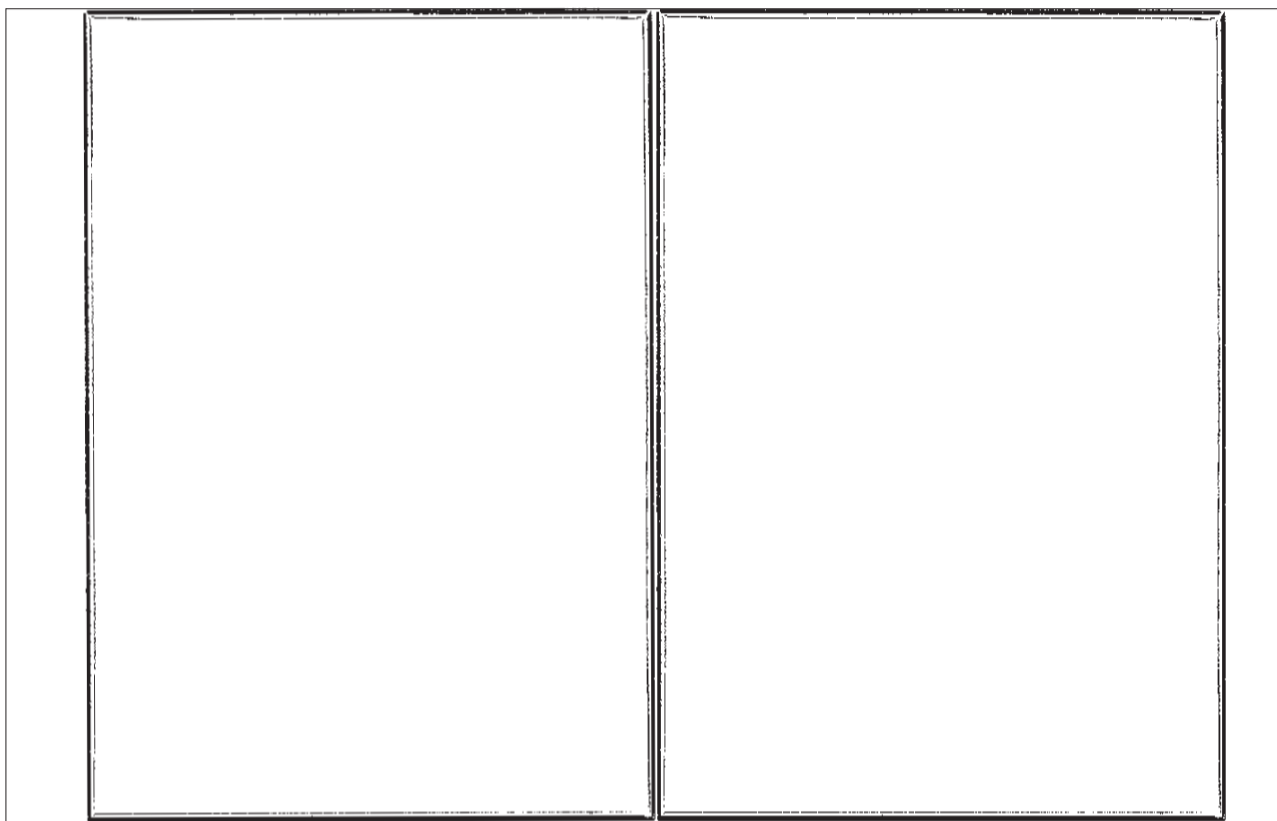
一言御禮を申し上げます。(拍手)

○議長(遠山猛雄君)

之を以て閉會と致します。(拍手)

(午後十時二十五分散會)





昭和十一年第二十九次居留民會通常會議事速記錄附錄

昭和十一年第二十九次居留民會通常會議に於て議決したる諸事項、昭和九年度居留民團歳入出決算並に昭和十一年度居留民團歳入出決算左の如し

(一) 天津居留民團會計検査報告

- 一、検査セシ年月日 昭和九年十月十九日 昭和十年二月十四日
- 昭和十年六月二十日 昭和十年九月十九日
- 一、検査セシ期間及帳簿並ニ證據書 昭和九年度一般會計及特別會計

右検査致候處違法違算ノ出納無之候間居留民團法施行規則第九十七條ニ依リ及報告候也

昭和十年九月二十日

天津居留民團會計検査委員
 全 八 木 忠 良
 全 大 橋 内 本 磯 太
 天津居留民團 遠山 猛 殿

(43)

(44)

(二) 昭和九年度居留民團歳入出決算

- 歳 入
 - 一、銀八拾壹萬貳千叁百拾叁圓七拾五仙也
 - 一、銀貳拾貳萬四千四百〇四圓〇叁仙也
 - 計銀壹百〇叁萬六千七百七拾七圓八仙也
 - 歳 出
 - 一、銀五拾壹萬叁千五百八拾貳圓六仙也
 - 一、銀貳拾八萬壹千〇〇六圓五仙也
 - 計銀七拾九萬四千五百八拾八圓拾壹仙也
 - 差引銀貳拾四萬貳千壹百貳拾九圓七拾七仙也
- 昭和九年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算
- 歳 入
 - 一、銀貳千七百叁拾九圓七拾貳仙也
 - 計銀貳千七百叁拾九圓七拾貳仙也
 - 歳 出
 - 一、銀貳千七百叁拾九圓七拾貳仙也
 - 計銀貳千七百叁拾九圓七拾貳仙也

(四) 昭和九年度減債基金特別會計歳入出決算

- 歳 入
- 一、銀六萬弗也
- 計銀六萬弗也
- 歳 出
- 一、銀六萬弗也
- 計銀六萬弗也

(五) 取得課金條例中改正ノ件

- 一、取得課金條例中第二條ノ課率ヲ左ノ如ク改ム
- 年 取 得 高 課 金 高
- 壹千貳百弗 銀四圓貳拾仙
- 壹千貳百弗以上壹千五百弗迄 前項課金額ニ壹千貳百弗ヲ超ユル額ノ千分ノ四ヲ加フ
- 壹千五百弗 銀五圓四拾仙
- 壹千五百弗以上貳千弗迄 前項課金額ニ壹千五百弗ヲ超ユル額ノ千分ノ六ヲ加フ
- 貳千弗 銀八圓四拾仙
- 貳千弗以上貳千五百弗迄 前項課金額ニ貳千弗ヲ超ユル額ノ千分ノ八ヲ加フ

(45)

(46)

- 貳千五百弗 銀拾貳圓四拾仙
 - 貳千五百弗以上叁千弗迄 前項課金額ニ貳千五百弗ヲ超ユル額ノ千分ノ十ヲ加フ
 - 叁千弗 銀拾七圓四拾仙
 - 叁千弗以上四千弗迄 前項課金額ニ叁千弗ヲ超ユル額ノ千分ノ十六ヲ加フ
 - 四千弗 銀拾叁圓四拾仙
 - 四千弗以上五千弗迄 前項課金額ニ四千弗ヲ超ユル額ノ千分ノ二十二ヲ加フ
 - 五千弗 銀五拾五圓四拾仙
 - 五千弗以上七千弗迄 前項課金額ニ五千弗ヲ超ユル額ノ千分ノ二十八ヲ加フ
 - 七千弗 銀百拾壹圓四拾仙
 - 七千弗以上壹萬弗迄 前項課金額ニ七千弗ヲ超ユル額ノ千分ノ三十四ヲ加フ
 - 壹萬弗 銀貳百拾叁圓四拾仙
 - 壹萬弗以上壹萬五千弗迄 前項課金額ニ壹萬弗ヲ超ユル額ノ千分ノ四十四ヲ加フ
 - 壹萬五千弗 銀四百拾叁圓四拾仙
 - 壹萬五千弗以上貳萬弗迄 前項課金額ニ壹萬五千弗ヲ超ユル額ノ千分ノ四十六ヲ加フ
 - 貳萬弗 銀六百四拾叁圓四拾仙
 - 貳萬弗以上 前項課金額ニ貳萬弗ヲ超ユル額ノ千分ノ五十四ヲ加フ
- 二、附則ニ左ノ一項ヲ加フ
 本條例ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(48) (47)

<p>理由</p> <p>本民團課金ノ根本方針ニ基キ土地課金收入ノ増加ヲ圖リ延キテ本課金ノ減額ヲ圖リシモノナリ</p> <p>(六) 諸車鑑札料條例中改正ノ件</p> <p>一、諸車鑑札料條例中左ノ通り改ム</p> <p>一、第二條各料金中自動車及自動自轉車ノ項ヲ左記ノ通り改ム</p> <p>自動車 (天津各租界共通) 一輛ニ付 一ケ年銀八拾弗</p> <p>但シ二月以降下附ノ場合ハ月銀七弗ノ割合ニヨル十二月迄ノ計算ヲ以テス</p> <p>自動自轉車 (天津各租界共通) 一輛ニ付 一ケ年銀四拾弗</p> <p>但シ二月以降下附ノ場合ハ月銀參弗五拾仙ノ割合ニヨル十二月迄ノ計算ヲ以テス</p> <p>一、同中乘合自動車ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ</p> <p>貨物自動車 (天津各租界共通) 一輛ニ付 一ケ年銀百貳拾弗</p> <p>但シ二月下附ノ場合ハ銀百拾五弗トシ三月以降下附ノ場合ハ月銀拾壹弗ノ割合ニヨル十二月迄ノ計算ヲ以テス</p> <p>(七) 減債基金特別會計條例廢止ノ件</p> <p>昭和五年三月三十日發布ノ減債基金特別會計條例ハ昭和十一年三月三十一日限り之ヲ廢止ス</p>	<p>理由</p> <p>繰入期間満了ノタメ</p> <p>(八) 療病院敷地買收ノ件</p> <p>一、療病院移轉ニ要スル敷地ヲ買收スルコト</p> <p>一、前項ニ要スル手續並ニ施行ハ之ヲ參事會ニ一任スルコト</p> <p>(九) 伏見街保淨係苦力收容所其他建物取毀ノ件</p> <p>一、伏見街二七番地ノ一及一八番地所在保淨係苦力收容所、事務所並車庫等建物ヲ取毀處分スルコト</p> <p>理由</p> <p>該所ハ土地ノ環境上移轉ノ必要ヲ認メ且建物老朽危險ノ惧レアルタメ</p> <p>(十) 宮島街及伏見街道路一部擴張ノ件</p> <p>一、宮島街道路中旭街春日街間ヲ幅員七間ニ及伏見街道路中芙蓉街春日街間ヲ幅員五間ニ擴張整理スルコト</p> <p>一、本事業ハ昭和十一年及同十二年兩年度ニ涉ル繼續事業トシ其經費銀八萬五千三百弗中銀三萬七千弗ハ昭和十一年度ニ殘額ハ昭和十二年度ニ支出スルコト</p>
--	--

(50) (49)

<p>理由</p> <p>昭和一十一年度ニ於テ該收集所移轉ニヨリ不用トナリ且其隣地ハ建築サルヘキ天津朝鮮人幼稚園運動場用地ノ一部トシテ借入方顯出アリタルニヨル</p> <p>(十一) 消防隊建物移築及吏員宿舍新築ノ件</p> <p>一、本事業ニツキ必要ニ應シ不動産買收條例ニ據リ土地又ハ家屋ヲ收用スルコト</p> <p>一、本事業ノ工事並ニ收用ノ按配及施行ハ之ヲ參事會ニ一任スルコト</p> <p>(十二) 秋山街汚物收集所建物取毀ノ件</p> <p>一、秋山街十六番地所在汚物收集所建物ヲ取毀テ其敷地九坪ハ之ヲ天津朝鮮人會(同幼稚園運動場用地)ニ無償貸與スルコト</p> <p>(十三) 昭和一十一年度居留民團歲入出豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、銀八拾萬貳千零四拾弗也</p> <p>一、銀拾五萬弗也</p> <p>計銀九拾五萬貳千零四拾弗也</p> <p>歳出</p> <p>一、銀六拾萬六千九百九拾參拾五仙也</p> <p>一、銀參拾四萬五千零四拾九弗六拾五仙也</p> <p>計銀九拾五萬貳千零四拾弗也</p> <p>(十四) 昭和一十一年度御下賜金記念事業費特別會計歲入出豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、銀七千弗也</p> <p>計銀七千弗也</p> <p>歳出</p> <p>一、銀七千弗也</p> <p>計銀七千弗也</p>	<p>理由</p> <p>昭和一十一年度ニ於テ該收集所移轉ニヨリ不用トナリ且其隣地ハ建築サルヘキ天津朝鮮人幼稚園運動場用地ノ一部トシテ借入方顯出アリタルニヨル</p> <p>(十一) 消防隊建物移築及吏員宿舍新築ノ件</p> <p>一、消防隊建物ヲ宮島街十三番地(宮島芙蓉街角)ニ移築シ及民團吏員宿舍七戸ヲ伏見街保淨係建物所在地跡ニ新築スルコト</p> <p>但シ右吏員宿舍ハ消防隊移築ノタメ取毀タルヘキ警官宿舍七戸ヲ外務省ニ於テ新築サル迄警官宿舍トシテ無償貸與スヘキモノトス</p> <p>一、前項ノ兩工事ハ昭和十一年度及同十二年度ニ涉ル繼續事業トシ其經費五萬弗中昭和十一年度ニ三萬弗、昭和十二年度ニ殘額ヲ支出スルコト</p> <p>一、右兩工事ノ按配、施行並ニ之ニ要スル交渉等一切ヲ參事會ニ一任スルコト</p> <p>(十二) 秋山街汚物收集所建物取毀ノ件</p> <p>一、秋山街十六番地所在汚物收集所建物ヲ取毀テ其敷地九坪ハ之ヲ天津朝鮮人會(同幼稚園運動場用地)ニ無償貸與スルコト</p> <p>(十三) 昭和一十一年度居留民團歲入出豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、銀八拾萬貳千零四拾弗也</p> <p>一、銀拾五萬弗也</p> <p>計銀九拾五萬貳千零四拾弗也</p> <p>歳出</p> <p>一、銀六拾萬六千九百九拾參拾五仙也</p> <p>一、銀參拾四萬五千零四拾九弗六拾五仙也</p> <p>計銀九拾五萬貳千零四拾弗也</p> <p>(十四) 昭和一十一年度御下賜金記念事業費特別會計歲入出豫算</p> <p>歳入</p> <p>一、銀七千弗也</p> <p>計銀七千弗也</p> <p>歳出</p> <p>一、銀七千弗也</p> <p>計銀七千弗也</p>
--	--

昭和八年第二十六次居留民會通常會要錄

一、議 員 二十九名
 一、會 期 一 日 (昭和十一年三月二十七日)
 一、會 場 公會堂
 一、成 績 省略ス
 一、議長及會議係

議 長 遠 山 猛
 副 議 長 龜 澤 省 朗
 書 記 村 田 秀
 速 記 山 下 圭 子

